

令和7年2月28日

京都市文化市民局

担当：共生社会推進室男女共同参画推進担当

電話：075-222-3091

担当：くらし安全推進部くらし安全推進課

電話：075-222-3193

令和7年度 京都市民間シェルター施設補助金に係る申請団体の募集

京都市では、DV^{*}の被害者、犯罪被害者、困難な問題を抱える女性のための民間シェルター（民間団体が運営する緊急一時保護施設）を運営する団体に対し補助金を交付しています。

この度、令和7年度の申請団体を募集します。

※ 配偶者や恋人など親密な関係の中で起こる暴力

1 制度の概要

DV被害者・犯罪被害者、困難な問題を抱える女性を保護するための民間シェルターを運営する団体に対して、シェルターの家賃に要する費用の全部又は一部を補助します。

申請できる団体	京都市内に民間シェルター及び主たる事務所を有する団体 (その他の要件は要綱をご確認ください。)
補助額	1部屋につき月額5万円まで
募集期間	令和7年3月3日(月)から3月14日(金)まで

*審査のうえ、適当と認める団体を選定します。

*所定の手続により保護を行った場合、別途、加算措置を受けられることがあります。

*本事業に係る予算が成立しない場合は実施しません。

2 募集案内（申請書）について

令和7年2月25日（火）から、共生社会推進室男女共同参画推進担当及びくらし安全推進課で配布するとともに、ホームページに掲載します。

○共生社会推進室男女共同参画推進担当

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu/category/18-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

○くらし安全推進課

<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu/category/11-5-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

<問合せ・申請先>

（DV被害者等の保護に関すること）

京都市文化市民局 共生社会推進室 男女共同参画推進担当

電話 075-222-3091 FAX 075-366-0139

（犯罪被害者等の保護に関すること）

京都市文化市民局 くらし安全推進部 くらし安全推進課

電話 075-222-3193 FAX 075-213-5539

住所（共通） 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地（分庁舎地下1階）